

地域密着型通所介護事業 (介護予防通所介護事業) デイサービス おおの家 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社 親和が設置するデイサービスおおの家（以下「事業所」という）が行う地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という）は、要介護、要支援、事業対象者状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 地域密着型通所介護は、利用者の要介護、要支援、事業対象者状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業者自らその提供する通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 地域密着型通所介護サービスの提供に当たっては、地域密着型(介護予防)通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (4) 地域密着型通所介護サービスの提供に当たる従業者は、サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 地域密着型通所介護サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 地域密着型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症である要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービス おおの家
- (2) 所在地 相生市大谷町1番20号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者1名（生活相談員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また当該事業所の従業者に法令及びこの規定を遵守させるため必要な命令を行う。

(2) 生活相談員 1 名以上 (常勤 兼務)

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受ける事、地域密着型通所介護等の従事するとともに、事業所に対する地域密着型通所介護等の利用の申し込みに関わる補助及び他の従業者と協力して地域密着型通所介護計画の作成を行う。

(3) 看護職員 1 名以上

看護職員は健康管理の業務に当たる。

(4) 介護職員 1 名以上

介護職員は日常生活の世話 (支援) 等を行う。

(5) 機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業員の指導に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第 5 条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後6時までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時30分から午後5時までとする。(延長なし)

(地域密着型通所介護等 利用定員)

第 6 条 地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの利用定員は、10人とする。

(地域密着型通所介護の内容)

第 7 条 地域密着型通所介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 生活指導 (相談・援助等)、レクリエーション

(2) 機能訓練

(3) 介護サービス

(4) 介護方法の指導

(5) 健康状態の確認

(6) 送迎

(7) 食事サービス

(8) 入浴サービス

(利用料その他の費用の額)

第 8 条 地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて送迎を行う場合は、その通行に要する費用及び路程 1 キロメートルあたり 20 円を実費として徴収する。

3 前 2 項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 昼食代 650 円 / 1 食 (おやつ代含む)

(2) おむつ代 実費

(3) 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる次の費用

- 1) 歯ブラシ 実費
- 2) 化粧品 実費
- 3) 材料費 実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の同意を得るものとし、支払いに同意する旨の書面に署名または、記名押印を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、相生市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業所内では飲酒しないこと。
- (2) 喫煙は、定められた場所ですること。
- (3) 従業者の指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の措置をするとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 非常事態に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行う。

2 事業所は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(地域との連携等)

第13条 事業所はその運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

2 当事業所の行う地域密着型（介護予防）通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民、地域包括支援センターの職員又は市町村の職員等とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は従業員の資質向上のために、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第16条 利用者の個人情報を含む地域密着型通所介護計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

第17条 地域密着型通所介護に関する利用者及び家族からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、指導措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、提供した地域密着型通所介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(衛生管理)

第18条 事業所は、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電

話装置等を活用して行う事が出来るものとする。)をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。
- (3) 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は感染症や非常事態が発生した場合でも、利用者が継続して地域密着型通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を作成する。

- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

平成21年9月1日改定する。

平成23年2月1日改定する。

平成26年4月1日改定する。

平成27年7月1日商号変更する。

平成28年4月1日地域密着型通所介護へ変更となる。

平成28年6月1日改定する。

平成28年11月16日改定する。

平成29年2月1日改定する。

平成29年9月1日改定する。

平成30年2月1日下線部 介護予防通所型サービスへ変更となる。

平成30年8月1日改定する。

令和1年11月1日改定する。

令和2年6月1日改定する。

令和4年4月1日改定する。 ハラスメント

令和4年10月1日改定する。 介護職員ベースアップ支援加算追加となる。

令和5年10月1日改定する。